

盛岡市事業系一般廃棄物減量等計画書・実施状況報告書の縦覧について

盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第10条4の規定により、次のとおり縦覧に供します。

1 縦覧に供するもの

(1)該当年度に事業系一般廃棄物多量排出事業者から提出された下記書類

- ・盛岡市事業系一般廃棄物減量等計画書
- ・盛岡市事業系一般廃棄物減量等計画実施状況報告書

(2)上記(1)を集計したデータ

2 縦覧する期間

令和7年8月1日から令和8年7月30日（1年間）

3 縦覧する場所

市資源循環推進課

4 縦覧方法

窓口に備え付けの縦覧受付簿に必要な事項を記入し、受付。

5 縦覧者の遵守事項

書面での確認の際は下記を遵守すること。

- ・計画書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- ・計画書等を汚損し、または損傷しないこと。
- ・他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- ・係員の指示があった場合には、それに従うこと。